

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	事務局 企画総務部 企画総務課 環境・施設サービスセンター	
	連絡先	電 話 番 号	03-3570-0400
		ファクシミリ番号	03-3570-0202
		電子メールアドレス	kankyoushishetusc@ml.jfcr.or.jp
公表の 担当部署	名 称	事務局 企画総務部 企画総務課	
	連絡先	電 話 番 号	03-3570-0397
		ファクシミリ番号	03-3570-0141
		電子メールアドレス	kikakusoumuka@ml.jfcr.or.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス： http://www.jfcr.or.jp
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名：
	入手方法：	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

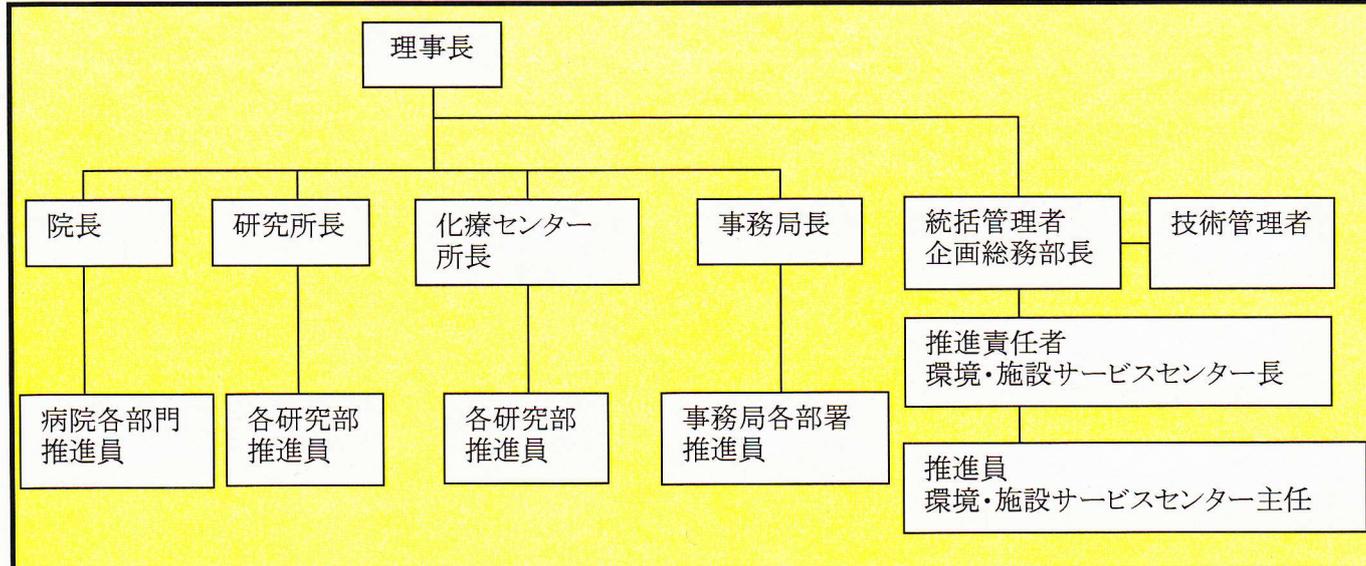
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

「癌研究会はがん克服をもって人類の福祉に貢献する」という基本理念のもと、高質な医療環境並びに国際的研究環境の確保を前提として、地球環境への負荷を軽減すべく無駄の無い設備・機器の稼働を図る。移転開院から5年と熱源機器の更新時期は、まだ先であることから、現状設備での空調機や空調ポンプの運転最適化による省エネを図っていく。あわせて、職員への省エネ啓蒙活動による運用改善を一層強化していく。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	空調機や空調ポンプの運転最適化等による省エネ対策の推進と、職員への省エネ啓蒙活動による運用改善の強化により総量削減義務率（6%見込み）以上の削減を目標とする。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水コマ、節水シャワーを基準年度内に実施している。使用者への節水啓蒙により、水の使用量を削減することで、水道・下水道使用に伴う温室効果ガスの削減を図る。		
削減義務の概要	基準排出量	11,319 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-2
	排出上限量（削減義務期間合計）	53,199 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	空調設備等について老朽化したものから順次効率を考慮した設備に更新して次期計画期間の削減率達成を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	使用者への節水啓蒙により、水の使用量を削減することで、水道・下水道使用に伴う温室効果ガスの削減を図る。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		10,501				
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）	149				
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	78				
合計		10,728				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	141.7				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 2
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	11,319	11,319	11,319	11,319	11,319	56,595
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = ΣA-D)						53,199
	削減義務量 (D = Σ(A×B))						3,396
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

空調設備に関して、外気温度を勘案した冷水・温水供給温度のこまめな変更や空調機の吹き出し温度の変更など最適運転を図った効果により、特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番号	区 分 名 称			
1	130100	13_空気調和の管理	手術室未使用時の空調停止	2009年度	
2	130100	13_空気調和の管理	冷水供給温度の変更	2009年度	
3	130100	13_空気調和の管理	温水供給温度の変更	2009年度	
4	130100	13_空気調和の管理	空調機制御パラメータ(設定温度、制御弁開度)の変更	2009年度	
5	120500	12_熱搬送設備の運転管理	4管式ファンコイルの夏期温水弁閉、冬期冷水弁閉	2009年度	
6	120500	12_熱搬送設備の運転管理	温水ポンプの中間期および夏期の夜間モード設定による運転台数削減	2009年度	
7	130100	13_空気調和の管理	省エネファインバットの導入	2008年度	
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

癌研究会は病院及び研究所からなる財団として、高度な医療や国際的な癌研究で社会に貢献している。高質な医療環境並びに国際的研究環境の確保を前提として、地球環境への負荷を軽減すべく無駄の無い設備・機器の稼動を図るとともに、省エネへの啓発活動を実践している。

1. 省エネ対策

移転開院から5年と熱源機器の更新時期は、まだ先であることから、現状設備での空調機や空調ポンプの運転最適化による省エネを図っている。2009年度は冷温水供給温度の変更や空調機パラメータの設定などのチューニングを実施し、大きな効果が出た。

2. 啓蒙活動

省エネ委員会を設置しており、定期的に委員会を開催して、省エネ対策の進捗状況や今後の対策について検討を行っている。また、職員のみならず、来院される方々へも当院の省エネ対策にご理解、ご協力いただけるよう各種掲示を行っている。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	最小限の使用に限定し、使用時にはエコドライブやアイドリングストップを実施する。
------	---

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	エコドライブやアイドリングストップをを依頼する。
------	--------------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	施設利用者等が貨物の搬入を行う際、または委託業者が貨物の搬入を行う際には、環境負荷の大きな自動車の利用を控えるように働きかけを行う。			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	施設利用者等が貨物の搬入を行う際、または委託業者が貨物の搬入を行う際には、環境負荷の大きな自動車の利用を控えるように働きかけを行う。			○		
物流効率化の推進による交通量の抑制	納品回数の削減対策を実施している。	○				
エコドライブの推進	納入業者に対してエコドライブの推進を働きかける。		○			
体制の整備	社員および施設利用者等に物流の効率化、エコドライブの推進等に関わる働きかけを行う。			○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤者には公共交通での通勤を励行している。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量		kg / t・km				